

第2編 震災対応マニュアルの作成のしかた

1. 震災対応マニュアルの策定の流れを確認しよう

マニュアル策定組織のメンバーを選出し、検討する内容、マニュアル完成までのスケジュールを立てましょう。

■マニュアル策定の流れ（例）

策定の流れ	策定組織会議の検討テーマ	居住者の方々への対応
1 か月目	・ マニュアル策定組織の設置準備	策定会議への参加呼びかけ
2 か月目	・ マニュアル策定組織の設置	ニュースの発行 (マニュアル策定の取り組み開始のお知らせ)
3 か月目	・ マニュアル作成の進め方の検討	
4 か月目	・ 調査の内容 ・ 進め方の検討	ニュースの発行 (調査への協力呼びかけ)
5 か月目	・ 建物点検等調査の実施 ・ 居住者アンケートの実施	
6 か月目	・ 調査結果のまとめ	ニュースの発行 (調査結果の報告)
7 か月目	・ マニュアル（案）の検討 (その1)	
8 か月目	・ マニュアル（案）の検討 (その2) ・ 防災訓練の準備（企画検討）	
9 か月目	・ マニュアル（案）の検討 (まとめ) ・ 防災訓練の準備（準備）	ニュースの発行 (防災訓練の案内)
10 か月目	・ 防災訓練の実施	ニュースの発行 (防災訓練の報告)
11 か月目	・ マニュアルの検討 (改善点整理)	
12 か月目	・ マニュアルの検討（まとめ）	ニュースの発行 (マニュアル策定のお知らせ)

2. 震災対応マニュアルを作成してみよう

2-1. マニュアル策定組織の設置、進め方の検討

1) マニュアル策定組織の設置

マンションに関係する組織を整理し、策定組織を設置します。策定組織はマニュアルづくりだけでなく、日頃の防災活動を実践し、災害に強いマンションを目指しましょう。

■マニュアル策定組織の設置の進め方

①組織の設置

- ・管理組合及び町会・自治会で決定する。
- ・アンケート印刷費などの必要経費の支出などについて予算を編成する。

②委員の募集

- ・防災に関心のある居住者、専門家を公募する。

③委員の選出

- ・理事（防災担当者）、町会・自治会役員
- ・管理会社の担当職員
- ・公募した居住者

※委員は、少なくとも5人程度選出する。また、男女共同参画の視点から女性委員も選出する。

④委員の役割の確認・決定（例：委員長、副委員長、書記担当、広報担当、渉外担当、企画担当）

- ・マンションの防災活動の整備（マニュアル作成）
- ・居住者への広報
- ・防災訓練の計画、実施
- ・消防署との連絡調整
- ・周辺地域町会・自治会等との連絡調整
- ・管理組合（町会・自治会）への報告

（1）居住者を中心に策定組織を設置

マニュアルは、居住者の活動を対象とするため、建物に居住する人が中心となって策定組織を設置します。

建物の管理は、管理組合や所有者が管理会社に委託していることから、管理会社と連携する体制をつくります。

なお、居住者に関する組織は、「管理組合」と「町会・自治会」があります。

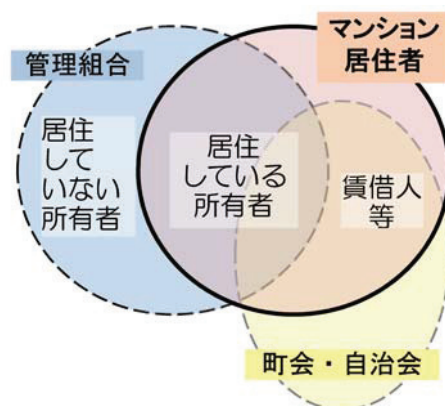
ア) 管理組合

管理組合は、区分所有法で「すべての分譲マンションは、区分所有者全員によって団体（管理組合）を構成すること」と、設立が義務づけられ、共用部分の維持管理は、区分所有者全員が共同で行います。

イ) 町会・自治会

設立も加入も任意であり、建物の所有者でなくても加入することができます。

■居住者に関する組織のイメージ



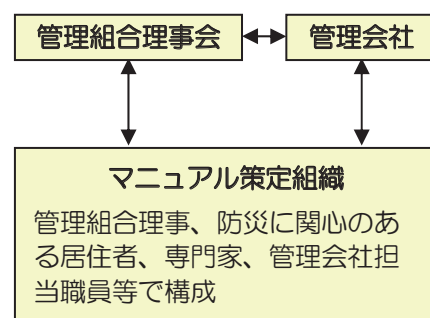
(2) 策定組織は管理組合、町会・自治会の組織に位置づけ

策定組織は、マニュアルを作るだけでなく、策定を通して居住者の防災意識を向上し、日頃の防災活動と災害時の活動を実践することが重要です。そのため、策定組織を管理組合や町会・自治会の組織の一部として位置づけ、連携して活動しやすい体制にします。

管理組合の場合は、理事会の下に「マニュアル策定組織」を設置し、防災関連の担当理事、公募による防災に関心のある居住者、専門家（医師、介護経験者、建築技術者など）と管理会社の担当職員で構成します。

町会・自治会の場合も同様ですが、管理組合や建物所有者の参加や必要ときに協議できる体制をつくります。

■ マニュアル策定体制



2) マニュアル作成の進め方の検討

マニュアルの作成趣旨、基本方針、スケジュールなど、基本的な考え方を検討します。

■ マニュアル作成の基本的な考え方（例）

①作成趣旨

- ・大地震などの災害時に予想される状況を把握し、自宅で被災生活を過ごせるようマンションの居住者同士が助け合いながら活動する。

②基本方針（案）

- ・居住者、管理組合（町会・自治会）、管理会社が連携した防災体制をつくる。
- ・建物、設備の状況や特性を把握する。
- ・居住者の状況を把握し、支え合う関係をつくる。
- ・被災生活を支える活動体制をつくる。
- ・エレベーターや水道、電気等ライフラインが停止した場合に備える。

③作成スケジュール

- ・p 2－1「マニュアル策定の流れ（例）」を参考に、他の行事等の日程等を考慮して設定する。

コラム

管理組合・町会・災害協力隊*を一体にした事例

- ・ファミリー浜園（約 470 世帯、約 1300 人）では、マンションで一つの町会をつくっており、災害協力隊は町会を主体に構成しています。また、災害協力隊員は自衛消防隊員を兼務することとしています。※自衛消防隊の詳細についてはお近くの消防署にお問い合わせください。
- ・管理組合理事長が町会副会長を兼務するなど、人的な交流を行うとともに、管理組合の予算から災害協力隊の活動費を含む町会活動費を支出して財政的にも連携を図り、災害協力隊の活動がしやすくなるように工夫しています。

※災害協力隊についてはp 2－23参照

2-2. 現状の把握

1) 調査の内容・進め方の検討

マンションの現状を把握するために、「建物点検調査」と「居住者アンケート」を行います。それぞれの調査の内容とスケジュールを検討し、作業の分担を決めます。

2) 建物点検調査の実施

既存の計画における管理会社や居住者との連絡体制等を整理し、建物の防災設備・機材の設置状況、共有スペースの状況や使い方を現地で確認します。

調査結果は、マニュアル作成の検討材料とするほか、平常時・災害時の防災活動に活用します。

また、策定組織メンバー以外で関心のある居住者と一緒に点検するなど、居住者の防災意識の向上を図ります。

■点検の方法（例）

- ①管理会社の担当職員に協力してもらい、どこに、どんな施設、設備があるか図面を見ながら現地で点検する。
- ②点検内容は、下記の「点検のポイント」を参考に、管理会社の担当職員と話し合い、検討する。
- ③建物点検調査シート（事前対策マニュアル（例）様式－1）を記入し、施設設備の概要を把握する。

■点検のポイント

点検箇所（例）	点検のポイント
災害用格納庫・備蓄品	・備蓄品の種類、内容、数量 ・鍵の管理、災害時の利用方法
受水槽、給水槽・タンク、汚雑排水槽の容量	・災害時の点検方法 ・災害時の利用方法
非常用電源	・対象設備（非常用エレベーター、共用部分照明、非常用電話等）と稼働時間 ・燃料の容量、災害時の入手方法
各階の防災設備	・情報連絡設備、消火設備 ・防災設備の格納場所等
各戸の防災設備	・情報連絡設備、消火設備
震災時の集合場所等	・各階の集合場所（居住者の安否確認や情報交換） ・災害時に使えるスペース（会議室、サロン、ホール等） 【待避所（救護所）、災害時の活動場所】
避難経路	・各階及び建物の避難経路
防災センター・管理入 室	・各住戸、各階との連絡手段（平常時、災害時） ・職員の体制（平常時、災害時） ・機器の操作方法（マニュアルの有無）

3) 居住者アンケートの実施

居住者に防災に取り組む必要性を伝えるとともに、災害時要支援者や協力してもらえる専門家の把握などを目的として、居住者アンケートを実施します。

調査結果は、マニュアル作成の検討材料とするほか、平常時・災害時の防災活動に活用します。

■居住者アンケートの方法等

①アンケートの目的と内容

- ・居住者の防災意識の向上
- ・災害時要支援者の把握
- ・協力してもらえる専門家の把握
- ・居住者の状況把握
- ・居住者名簿の作成

②配布回収

- ・管理組合（町会・自治会）や管理会社の協力を得ます。

③準備

- ・アンケートのお願い及びアンケート（例）（事前対策マニュアル（例）様式－2）を参考に、アンケートに必要な資料を作成します。

4) 調査結果のまとめ

建物点検調査と居住者アンケートの結果から、地震発生直後の対応を重視して、以下の内容を取りまとめます。

■調査結果のまとめ方等

①建物点検調査より

- ・参加者で点検した結果を確認し、意見を出し合い、地震発生直後の対応についての課題や改善点を整理する。

- （ポイント）
- ・建物・設備の改修（p 2－26 参照）
 - ・水・食料・トイレの確保
 - ・防災センターと各階や各住戸の連絡方法
 - ・災害時に活動する場所の確認

②居住者アンケートより

- ・管理会社の協力を得ながら、策定組織メンバーで集計する。
- ・居住者の防災意識と実態を整理する。

- （ポイント）
- ・時間帯ごとの居住者の状況：居住者が最も少ない時間帯などを把握
 - ・災害時要支援者の状況：災害時要支援者と協力者の対応を検討
 - ・専門家の把握、協力依頼：分野ごとに把握し、災害時の協力体制を検討
 - ・策定組織や防災活動への参加：参加希望者の把握と呼びかけ

③調査結果の周知

- ・ニュースの発行や報告会を開催して、居住者に周知し、居住者の防災意識の向上を図る。

2-3. 活動体制・内容の検討

調査結果を踏まえ、活動の時期を地震発生後から、概ね1日目、概ね2～3日目、概ね4日目以降に分けて、活動内容と体制を検討します。

■活動時期のイメージ

①地震発生後概ね1日目の活動（臨機応変に対応する時期）

- ・建物にいる人が協力して活動することを基本に検討する。

②地震発生後概ね2～3日目の活動（事態が少し落ち着いた時期）

- ・帰宅する人など、活動に参加できる人が増えることを踏まえ、活動の内容と体制の充実を図る。

③地震発生後概ね4日目以降の活動（事態が収束に向かう時期）

- ・ライフラインの回復状況に応じて、活動内容と体制を縮小し、平常時の体制に移行する。

（1）活動体制・内容

震災時は、建物全体の活動を指示する「対策本部」の設置と、「各階」の活動体制を確立します。活動は、対策本部と各階が連絡をとって行うことを基本とします。

大規模な住宅の場合も各階の活動を基本としますが、情報連絡は複数階の情報をまとめて、対策本部に連絡します。

【検討事項】

1) 活動体制

「対策本部」と「情報班」「救出・救護班」「安全班」「物資班」の4班を設置して活動する。

2) 活動人員

各部署の人員は、建物の規模により人数を設定し、あらかじめ担当者を決める。

3) 専門家の活用

アンケートで把握した専門家を該当する班に配置し、平常時の活動にも協力してもらう。

4) 震災時の活動と平常時の活動

慣れている平常時の管理組合や町会・自治会の取り組みを基本とし、震災時にも対応できる活動方法や内容とする。

5) 各班の構成

「対策本部」は、本部長、副本部長及び各班長の6人で構成し、活動全体を把握する。

対策本部の各班は、各階から人員を確保し、救出・救護班及び安全班は居住者の専門家を配置する。

「各階」も同様の構成とし、対策本部の各班と連携して活動する。

6) メンバーの選出

本部長、副本部長、各階代表及び各班長は、管理組合理事、町会・自治会役員、策定組織委員や防災に関心のある方などから選びます。

情報班



救出・救護班



安全班



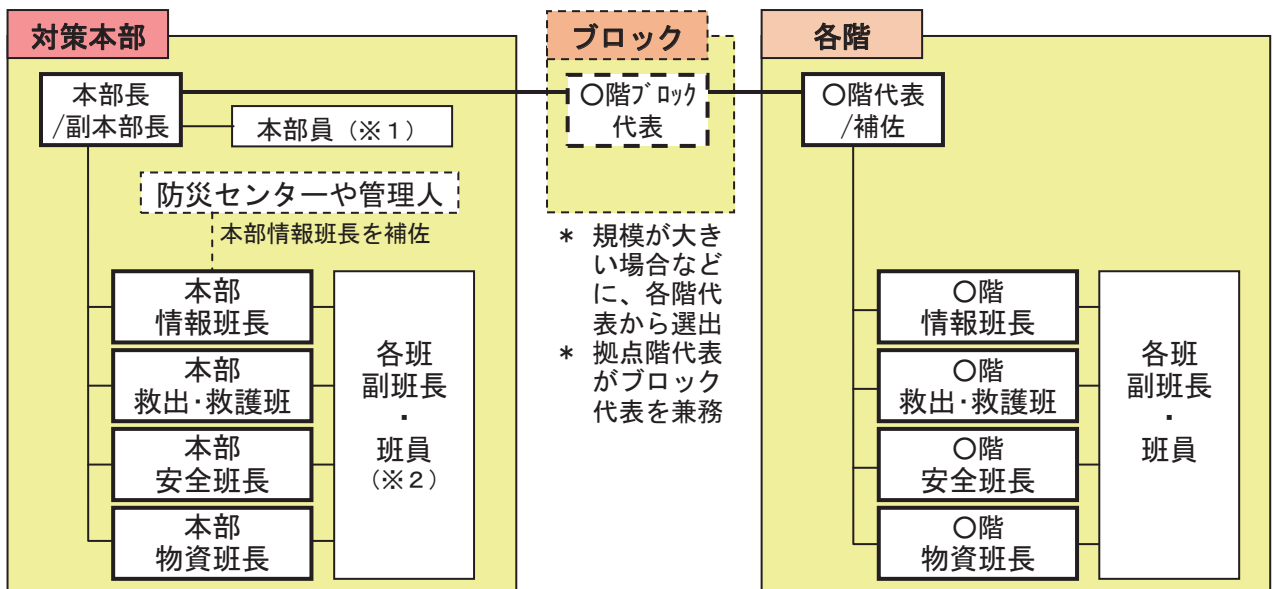
物資班



■ 部署ごとの主な活動内容

部 署	主な震災時の活動内容	主な平常時の活動内容
対策本部	①本部の設置 ②被害状況の把握と活動指揮 ③関係機関との連絡調整	・ 防災活動（防災訓練等）の企画実施
情報班	①居住者の安否等の情報収集・整理 ②居住者への情報提供 ③本部との連絡調整	・ 防災に関する情報の提供 （管理組合・町会・自治会と連携）
救出・救護班	①災害時要支援者の支援活動 ②負傷者の把握・救出 ③待避所（救護所）の設置・運営	・ 救命講習の受講 ・ 救出用器材の操作訓練
安全班	①初期消火活動 ②建物・設備の安全確保 ③出入口の管理 ④居住者への出火防止の注意・指導 ⑤建物内外の防犯活動 ⑥防潮板の設置	・ 建物の修繕計画、耐震補強等と連携した取り組み
物資班	①備蓄品・飲料水・救援物資等の管理・配布 ②ごみ集積場所の確保・管理 ③炊き出しの実施	・ 防災備蓄品の計画的配備と維持管理
防災センター（管理人）	①建物・設備の確認 ②情報班と協力し、放送設備による情報提供 ③防災倉庫の鍵の解錠 ④エレベーターの確認	・ 建物・設備の点検調査

■ 震災時の体制（例）



* 本部長・副本部長・各班長6人は専任とし、階代表、各担当を兼務しない

※1 対策本部歴任者などに、相談役的な役割で入ってもらう

※2 対策本部の人員が不足する場合に、各階から補充する

* 代表は、理事、策定組織委員、居住者から選出

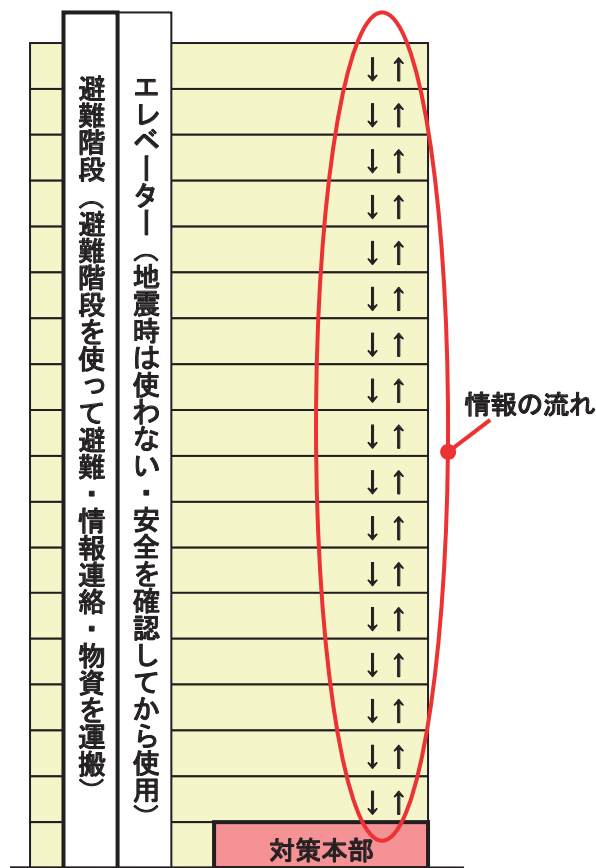
* 班員は、各階居住者から選出

(2) 連絡方式

建物の規模、設備、居住者の状況を考慮して体制をつくります。例えば以下のような方式があります。

①リレー方式

- ・各階の情報を、高層階から順番に下の階へリレーをして連絡します。



1. 各階の活動

- ①各階で協力して、各住戸の安否確認を実施する。
- ②「階別安否情報シート」(様式-1)に各戸の状況を記入する。
- ③避難階段を使い、リレー方式(下の階に渡す)により、「階別安否情報シート」を対策本部に届ける。

口頭伝達
・館内放送



口頭伝達
・情報シート

2. 対策本部の活動

- ①各階の状況を把握、整理する。
- ②外部の情報を整理する。
- ③対応策を検討し、口頭で活動の指示や情報を伝達する。館内放送が可能であれば、放送による指示や情報伝達を行う。

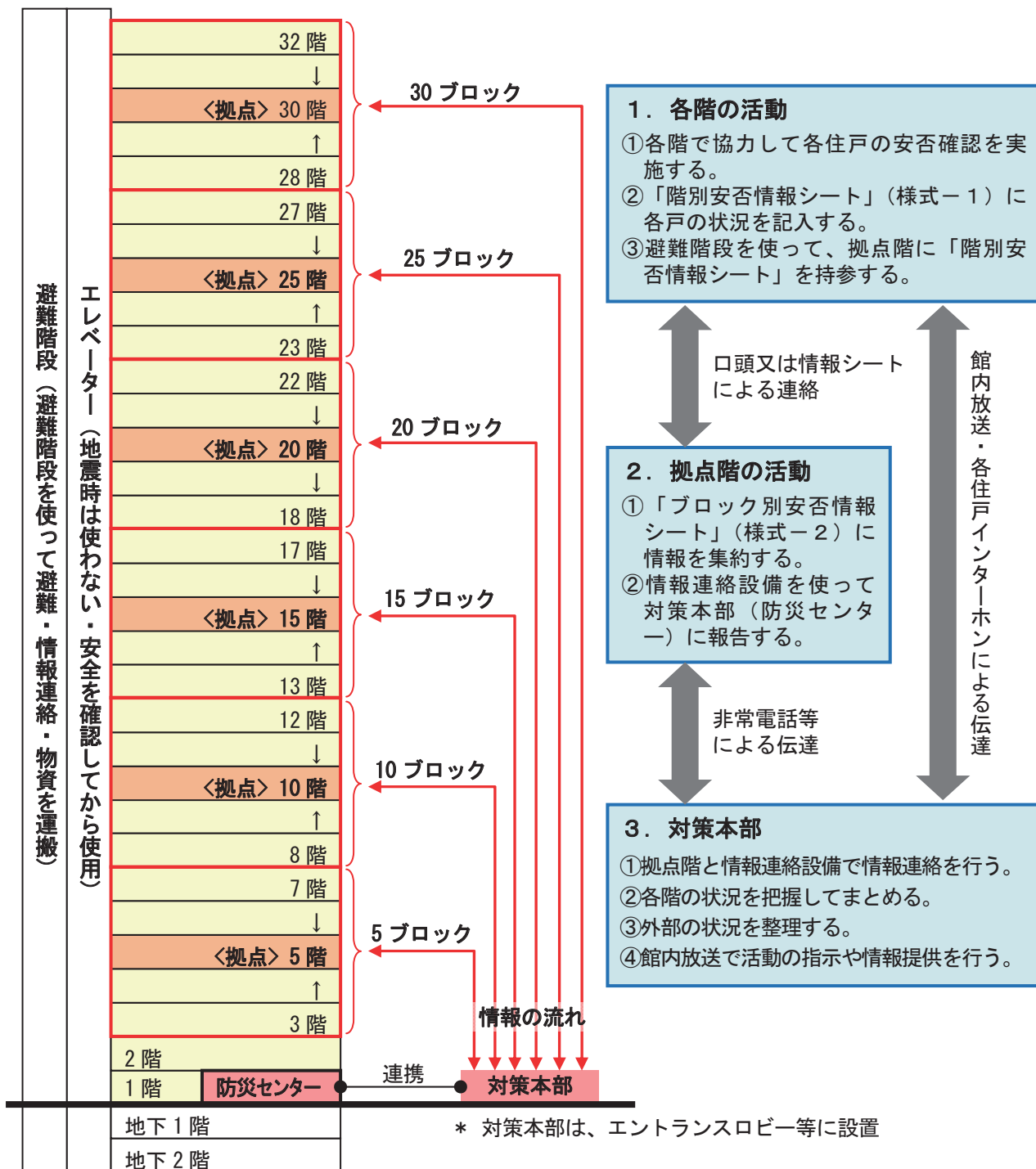
コラム

トランシーバーによる連絡体制の整備

- ・汐浜サンハイツ災害協力隊では、東日本大震災の経験を踏まえ、繋がらなかった携帯電話での連絡方法から、トランシーバーによる連絡方法に切り替えました。
- ・トランシーバーは停電時でも使えるように乾電池式のものとし、本部用8台、ブロックリーダー用16台、伝令用2台、予備4台の計30台のトランシーバーを整備しました。購入にあたっては、3機種を準備し、地下1階から15階建てのマンションの屋上まで電波が届くものを選びました。
- ・受持ち範囲が分かるようにしてあるトランシーバーは、ブロックリーダーの方の家の玄関に置くことにしており、不在の場合でも他の人が対応できるようにしています。
- ・マニュアルには、“名前は呼ばずに番号で呼ぶ”、“交信は本部とブロックの間のみとしてブロック間交信は禁止”といった、使用方法も記載しています。

②ブロック（拠点階）方式

- ・エレベーターが使えない場合の、高層階の移動の困難さや、非常時の緊急回線（住戸内インターホン、非常電話等）の一斉使用による防災センターの混乱を避けるため、複数階（例えば5階ずつ）の情報を一つのブロックにまとめ、情報連絡の拠点となる階（拠点階）から情報連絡設備を活用して防災センター・対策本部へ連絡します。



【ブロック及び拠点階の設定】

- ・ブロック内の住戸数（50戸程度）
 - ・上下階の移動のしやすさ（概ね2～3階）
 - ・非常時の情報連絡設備の配備
 - ・備蓄品の配備
- などを考慮します。

【情報連絡設備例】

- ・非常電話
- ・ジャック式電話（設備メンテナンス用）
- ・無線機
- ・各住戸インターホン



■建物のタイプによる検討事項（例）

項目	防災センターが無く、一定の時間帯にのみ管理人がいるマンションの場合	防災センターがあり、24 時間管理人がおり、各階に非常電話があるマンションの場合
地震発生後概ね 1 日目（臨機応変に対応する時期）の活動の検討【身の安全の確保、安否確認、人命救助・救護を中心に活動】		
各住戸での活動	・地震発生時の居住者の行動を整理（身の安全、消火、設備の確認など） ・各階で安否確認のための集合場所を検討 ・避難や集合場所までの経路を確認	
各階の活動	・各階の活動体制、内容の検討	
	・情報連絡の方法（口頭伝達） → 各階から対策本部に情報を集約 ※高層階から下の階へのリレー方式を検討	・情報連絡の方法（口頭伝達） → 各階から拠点階に報告（一旦集約） ※各住戸内のインターホンを使用不可
拠点（ブロック）の活動	・階数や各階の住戸数など、建物の現状により拠点階（ブロック）方式も検討	
	・拠点階（ブロック）の連絡体制の検討 ・各階の情報を集約、対策本部へ報告 → 拠点階の情報連絡設備で対策本部と連絡（情報連絡設備の確認）	
対策本部の活動	・対策本部の設置場所の検討（1 階エントランスロビー等） ・対策本部の活動体制、内容の検討 ・立ち上げ要員の検討	・対策本部の設置場所の検討（防災センター） → 防災センター機器（非常電話等）の活用 ・対策本部の活動体制、内容の検討 ・立ち上げ要員の検討
待避所（救護所）の活動	・救護者、居住者、帰宅者等に対する待避所（救護所）の設置場所検討 ・待避所（救護所）の活動内容を検討	
	—	・高層階での待避所（救護所）設置の検討
地震発生後概ね 2 ～ 3 日目（事態が少し落ち着いた時期）の活動の検討【活動体制・内容の充実】		
・帰宅者等により活動人員を確保し、対策本部、各階の活動体制・内容の充実		
地震発生後概ね 4 日目以降の活動（事態が収束に向かう時期）の活動の検討		
・災害時の活動体制から平常時の体制へ移行		

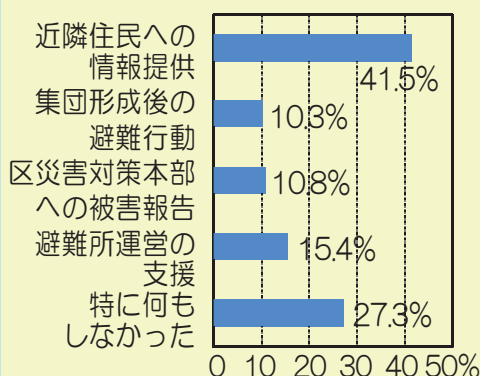
※ 1 つの区画内に複数の建物が立地しているマンションや店舗・事務所等が併設されているマンションは、上記に加え、p 2 - 2 1・2 2 を踏まえて検討

コラム

東日本大震災時の災害協力隊の活動

- ・江東区が災害協力隊を対象に実施したアンケート（平成 24 年 1 月、対象 285 隊、回収率 68.4%）結果によると、東日本大震災時に災害協力隊として活動したことから、「近隣住民への情報提供」「避難所運営の支援」の順で多くなっています。
- ・その他の活動としては、高齢者宅の安否確認やガスメーターの復旧指導、集会室の居住者への開放、マンショントイレの帰宅困難者への開放などがありました。

東日本大震災時に災害協力隊として活動したこと（複数回答）



(3) 地震発生後概ね1日目（臨機応変に対応する時期）

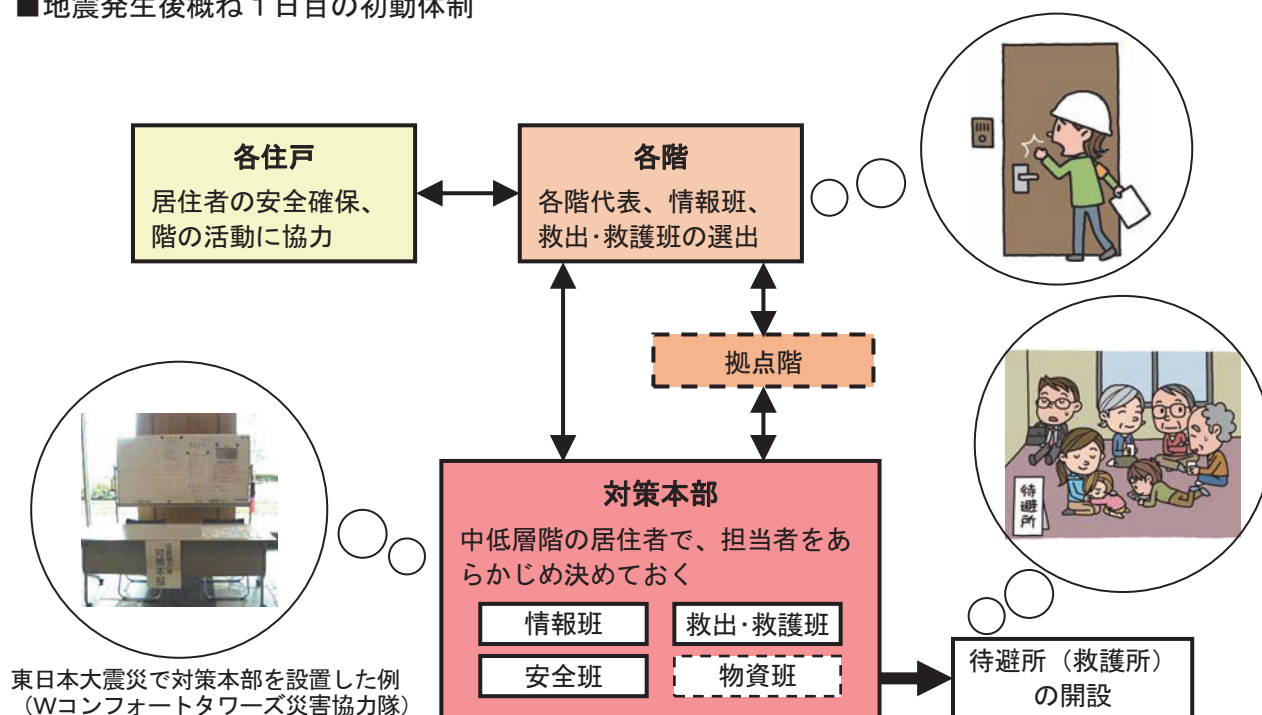
建物全体を指揮する「対策本部」と各階の活動体制をつくり、安全確保、安否確認、人命救助・救護を中心とした活動を行います。

連絡体制は、建物の規模や設備等に応じた体制をつくります。

■活動の基本

- ①発災当初は、建物にいる居住者が主体となって活動する。（あらかじめ役割を決めていても、地震の時に、その担当者がいるとは限らないため）
- ②夜間など、在宅の居住者が多い場合は、あらかじめ決めておいた担当者が中心となって活動する。
- ③対策本部は、中低層階の居住者が設置する。
- ④各階で協力しあって活動を支えあう体制をとり、居住者の安否確認や救助・救護活動を優先して行い、「各住戸⇄各階（⇄拠点階）⇄対策本部」の連絡体制をつくり対策本部に情報を集約する。
- ⑤対策本部は、情報班が集約した情報を整理し、各階（拠点階）に必要な指示を行う。
- ⑥救出・救護班が待避所（救護所）を開設し、安全班が建物・設備の安全確認を行う。

■地震発生後概ね1日目の初動体制



■対策本部と各階の初動体制

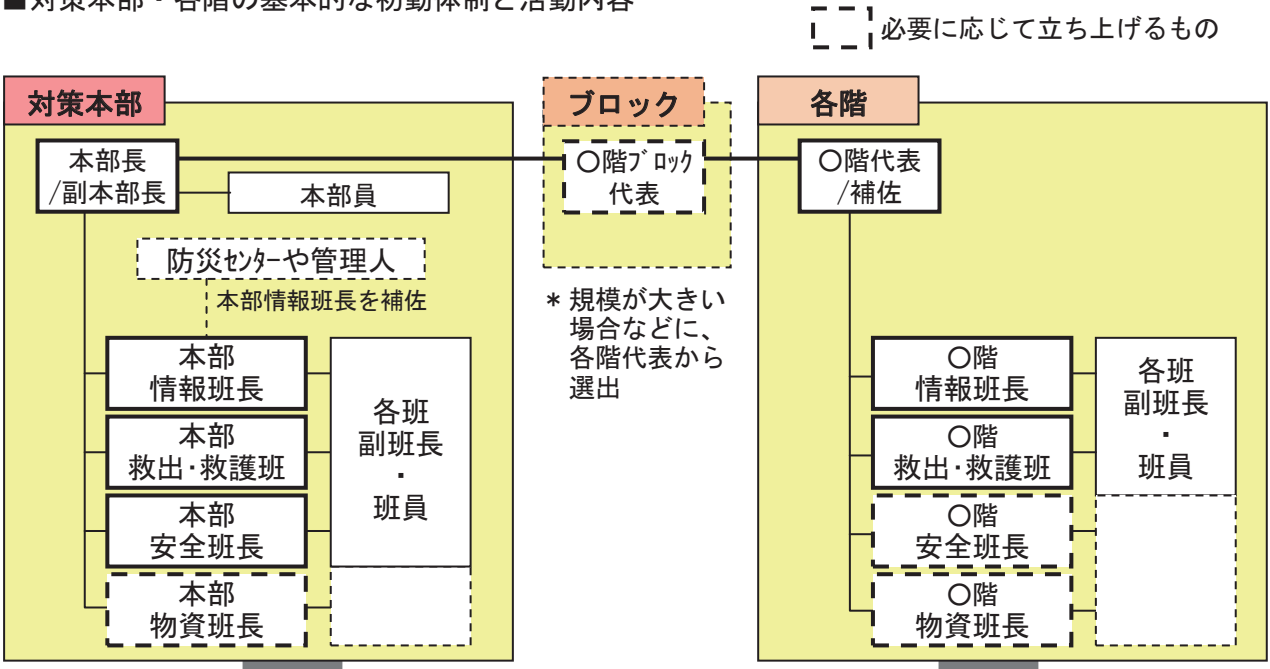
建物の規模や設備、居住者の状況（居住者数）により、震災時に必要な体制を検討し、役割内容を決める。

※各階の住戸数が少ない場合は、

- ・細かい役割分担はせず活動
- ・上下階で協力して活動

といった体制の工夫をする。

■対策本部・各階の基本的な初動体制と活動内容



部 署	〈対策本部〉初動活動の内容
本部長	活動全体の把握及び指示
情報班	居住者の安否等の情報収集、整理、伝達
救出・救護班	待避所（救護所）の開設、運営、誘導 ／各階の救助、救護支援
安全班	建物設備の安全確認／出入口の管理

部 署	〈各階〉初動活動の内容
代 表	・ 階全体の把握及び指示
情報班	・ 階の安否確認、情報収集及び連絡
救出・救護班	・ 負傷者の救助、救護 ・ 待避所へ誘導

■各住戸の活動

居住者の安全と災害時の活動体制を確保するため、以下の内容について点検と周知をしておく。

①点検

[安全の確保]

[火災防止と消火]

- ・ 家具の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止
- ・ 安全な部屋、場所の確保
- ・ 2つの方向の避難ルート
- ・ 火災警報器の設置
- ・ ガスのマイコンメーター、電気の元栓の位置
- ・ 消火器の有無

※壁や天井の構造によって、家具の転倒防止方法が異なります。

②周知

- ・ 避難経路
- ・ 各階の集合場所
- ・ トイレ、水道、ガス、電気は使用禁止（対策本部が安全を確認するまで）
- ・ 災害時の活動への協力

(4) 地震発生後概ね2～3日目の活動（事態が少し落ち着いた時期）

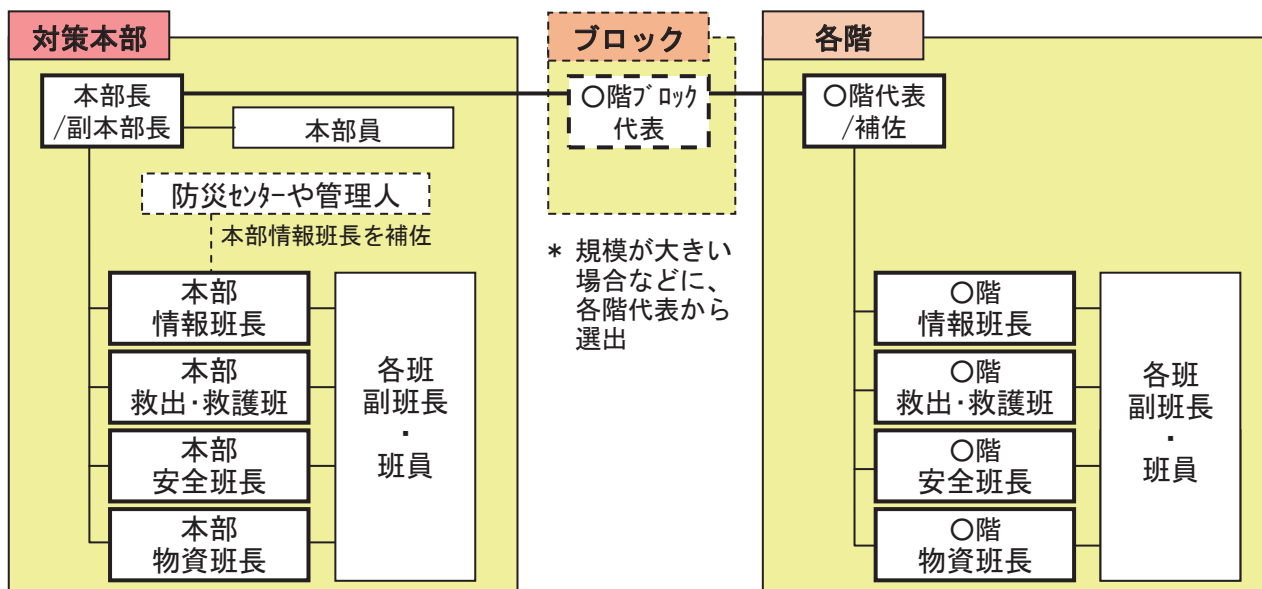
発災当初の活動を引き継ぎ、安心できる被災生活を送るために、対策本部、各階の活動体制と内容の充実を図ります。

この時期には外出していた居住者が帰宅するなど、在宅者が増えてくるので、あらかじめ決めておいた災害時の体制に移行します。また、居住者に活動への参加、協力を呼びかけ、活動体制を充実し、被災生活を支援します。

■地震発生後概ね2～3日目の活動体制

- ①「(1) 活動体制・内容」(p 2-6) で設定した活動体制と内容に移行するため、活動人員を確保する。
- ②この時期は、物資の供給が課題となることから、対策本部と各階に物資班を設置する。
- ③必要に応じて、各階に安全班を設置する。

■対策本部・各階の基本的な活動体制



※各班の活動内容については、建物、設備、体制にあった各班の活動を整理し、マニュアルに記載する。

コラム

大震災時のマンションの被害

～建物の耐震診断・耐震補強、エレベーターの震災対策が必要です～

- ・東日本大震災では、区内のマンションでもエレベーターの停止のほか、エキスパンションジョイントの落下などの被害がありました。
- ・阪神・淡路大震災では、壁が少ないピロティが崩壊するなどの被害がありました。
- ・1981（昭和56）年5月31日以前に建築されたマンションは、p 2-26を参考に、ぜひ建物の安全確保に取り組んでください。



ピロティが潰れたマンション
(阪神・淡路大震災)



エキスパンションジョイントの落下被害

【情報班の活動例】

■本部情報班の活動

- ①各階・ブロックの情報を把握し、本部からの指示を居住者に伝える。
- ②居住者の安否情報、現状を把握し、居住者の状況がわかる「対策本部安否情報シート」（震災対応マニュアル（例）様式－3）を作成する。
- ③避難所から情報を収集する。（避難所には情報班員を派遣し、町会・自治会と連携して情報連絡を行う）

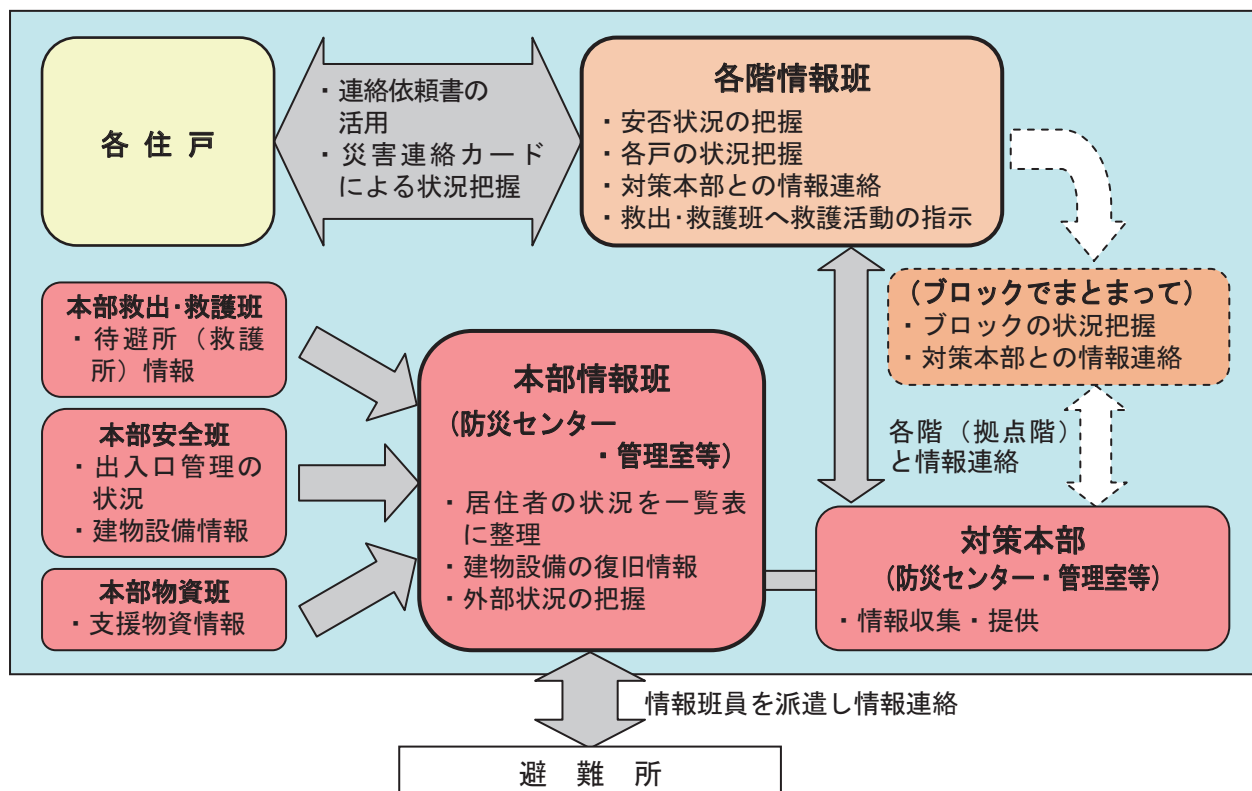
■各階情報班の活動

- ①各住戸の状況を把握するために各戸を訪問し「災害連絡カード」（震災対応マニュアル（例）様式－7）を配布する。回収は、情報班員が回収または情報班員宅のポストに入れてもらう。
- ②不在、安否不明の住戸は「連絡依頼書兼安否不明ステッカー」（震災対応マニュアル（例）様式－6）をドアに貼り、帰宅の連絡を依頼する。
- ③帰宅連絡の際「災害連絡カード」（震災対応マニュアル（例）様式－7）を渡す。
- ④災害連絡カードの内容を整理し「階別安否情報シート」（震災対応マニュアル（例）様式－1）に記載する。
- ⑤救護が必要な住戸がある場合は、救出・救護班へ活動を指示する。
- ⑥各階の情報を、対策本部（拠点階）に連絡する。

※ブロック（拠点階）方式の場合

- ①各階の情報班長は「階別安否情報シート」を拠点階に持参し、ブロック代表に渡す。
- ②ブロック代表の指示により、拠点階の情報班は「ブロック別安否情報シート」（震災対応マニュアル（例）様式－2）に情報を整理する。
- ③ブロックの情報を、対策本部に連絡する。

■情報班の活動イメージ



【救出・救護班の活動例】

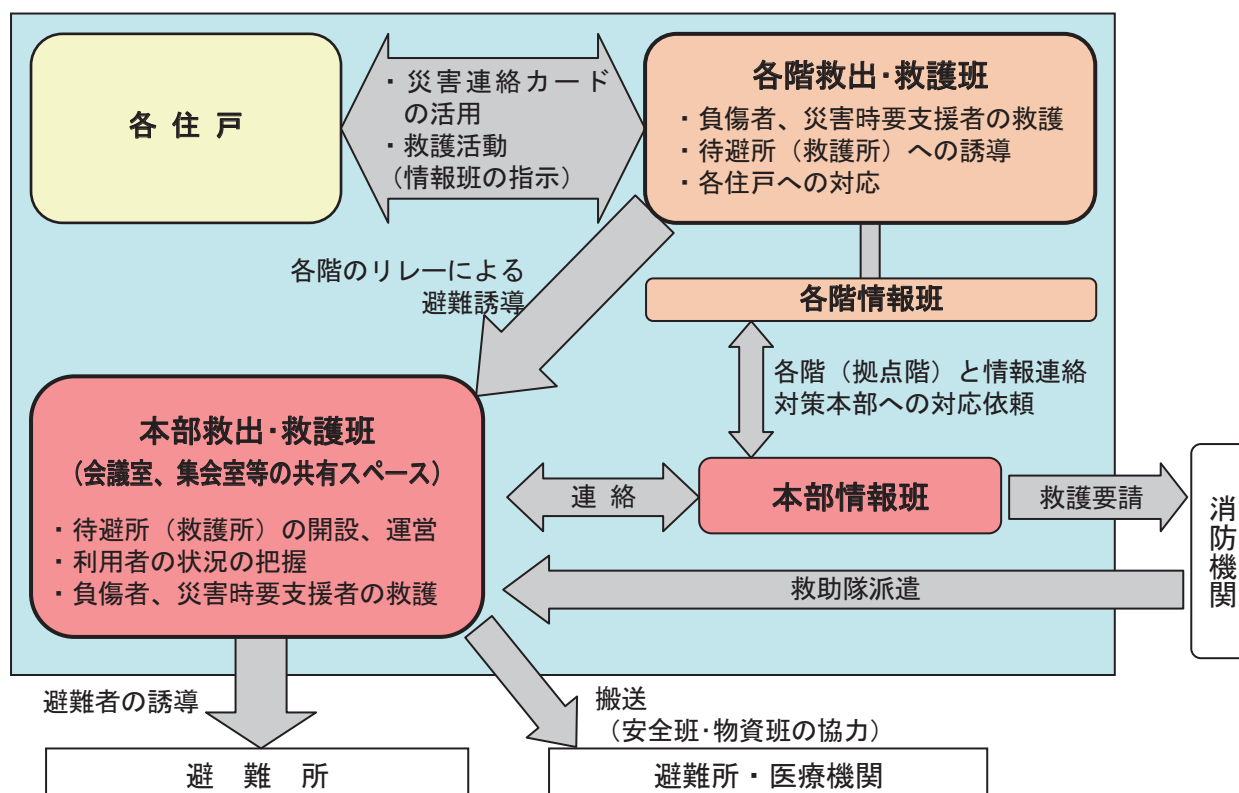
■本部救出・救護班の活動

- ①会議室、集会室等の共有スペースに待避所（救護所）を開設し「待避所受付名簿」（震災対応マニュアル（例）様式－４）に利用者の状況を記入し、負傷者、災害時要支援者の救護を行う。
- ②手当が必要な負傷者、災害時要支援者は、防災センターを通じ、消防署に連絡する。
- ③消防隊員の到着が困難な場合は、最寄りの医療機関、避難所等の施設に連絡を取り、安全班、物資班の協力を得て、搬送する。
- ④待避所（救護所）での生活が困難な場合は、避難所へ誘導する。

■各階救出・救護班の活動

- ①各住戸、エレベーターホール等において負傷者、災害時要支援者の救護を行う。
- ②避難や手当が必要な災害時要支援者、負傷者は安全班、物資班と協力して、各階のリレーにより待避所（救護所）へ誘導する。
- ③情報班からの指示により、救護が必要な住戸への対応を行う。

■救出・救護班の活動イメージ



【安全班の活動例】

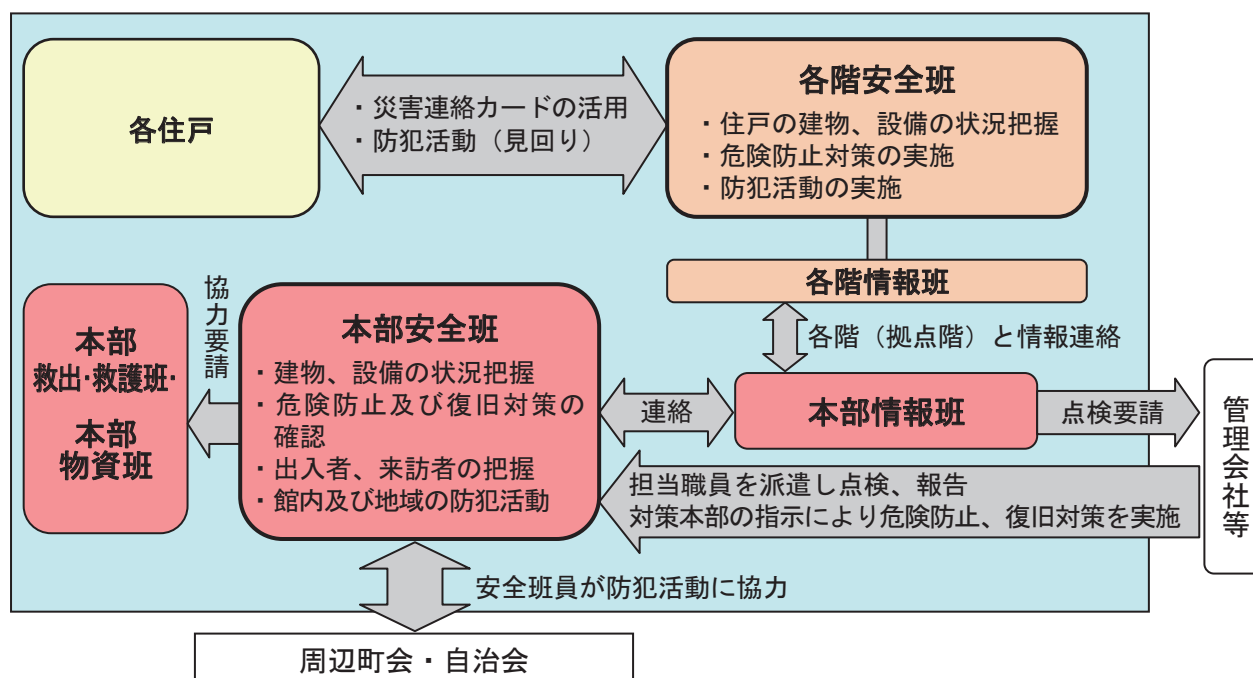
■本部安全班の活動

- ①管理会社等の担当職員と協力し、建物及び設備の状況を確認する。
 - ・建物の点検：外装、内装、構造等
 - ・設備の点検：給水管、排水管、電気配線等
 - ・エレベーターの点検
- ②管理会社等に点検結果のまとめを依頼する。
 - ・危険箇所の明示と危険防止策
 - ・復旧が必要な場所、内容、費用等
 - ・エレベーターの復旧見通し
- ③点検結果を対策本部に報告し、対策本部の指示に基づき管理会社等が行う危険防止・復旧策を管理する。
- ④費用を要する復旧対策については、理事会の開催を要請し、理事会の承認を得て行う。
- ⑤防犯活動として、出入口を限定し、出入者を把握する。来訪者には名簿への記載を依頼する。
- ⑥町会・自治会と協力して地域の見回り等を行う。
- ⑦救出・救護班の活動に協力する。(避難誘導、負傷者の搬送等)
- ⑧物資班の活動に協力する。(物資の調達、運搬、配布等)

■各階安全班の活動

- ①管理会社等の担当職員、本部安全班と協力し、各階の建物及び設備の状況を確認する。
- ②各住戸の被害状況を「災害連絡カード」(震災対応マニュアル(例)様式-7)をもとにまとめ、対策本部に報告する。
- ③対策本部の指示に基づき管理会社等が行う危険防止・復旧対策を管理する。
- ④防犯活動として各階の見回りを行う。また、本部安全班の指示により、町会・自治会と協力して地域の見回り等を行う。
- ⑤救出・救護班の活動に協力する。(負傷者、災害時要支援者の誘導、搬送)
- ⑥物資班の活動に協力する。(物資の調達、管理、配布)

■安全班の活動イメージ



【物資班の活動例】

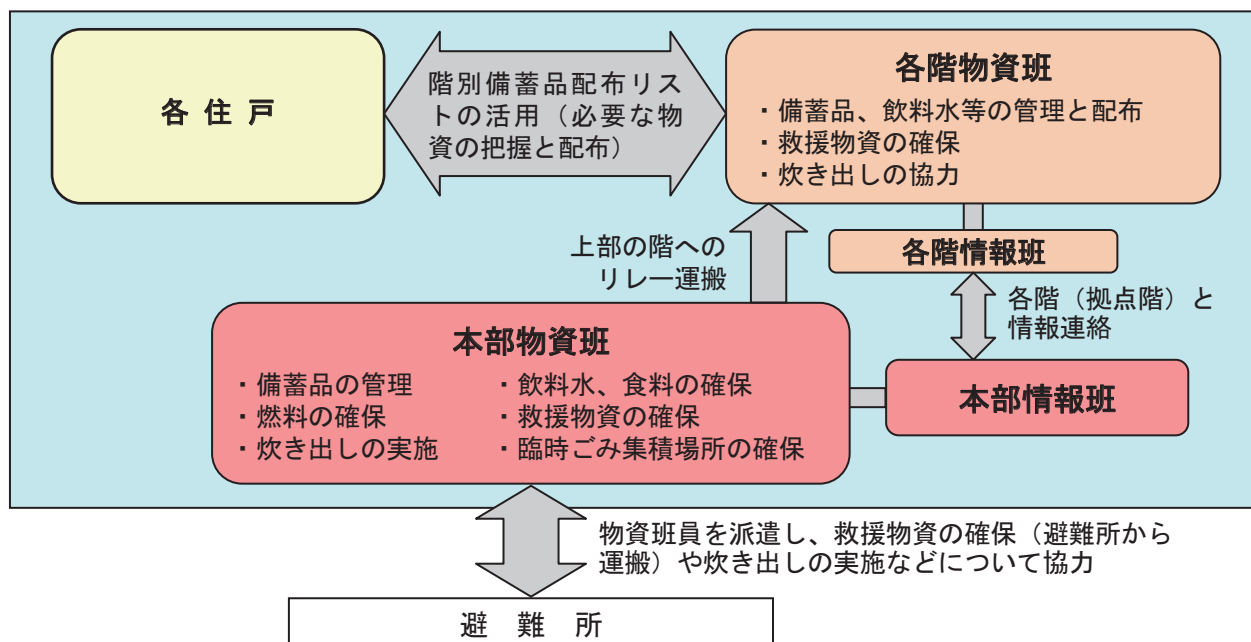
■本部物資班の活動

- ①レスキュー工具、担架等の使用状況を把握し、必要な場所への移動を指示する。
- ②飲料水、食料の配布状況を管理する。
- ③「備蓄品・救援物資等使用リスト」（震災対応マニュアル（例）様式－９）の記入内容から、各階で必要としているものを把握する。
- ④低層階（２階程度）までの物資の運搬は、本部物資班が、近い階の物資班を中心に、各階物資班の協力を要請して行う。
- ⑤３階以上へは、各階物資班がリレーにより運搬する。
- ⑥各階への配布状況は、各階物資班の報告により確認する。
- ⑦飲料水が不足する場合は、受水槽からポリタンク（備蓄品として用意）に給水し、運搬する。
- ⑧非常用電源の燃料を確保する。（購入先と保管場所を決めておく）
- ⑨近隣の町会・自治会と協力し、避難所等から救援物資を運搬する。
- ⑩各階の必要量を把握し、配布する。
- ⑪町会・自治会と協力して炊き出しを行う。（炊き出しの場所を提供）
- ⑫臨時ごみ置場を設置する。

■各階物資班の活動

- ①レスキュー工具、担架等の使用状況を把握し、対策本部に連絡する。
- ②対策本部の指示により、必要な場所へ移動する。
- ③飲料水、食料が必要な住戸を把握し「階別備蓄品配布リスト」（震災対応マニュアル（例）様式－８）を作成する。
- ④数量を各階でまとめ、対策本部に連絡する。
- ⑤対策本部の指示により、物資をリレーにより運搬、住戸へ配布する。
- ⑥本部物資班に協力し、避難所等から救援物資を運搬する。
- ⑦本部物資班に協力し、炊き出しを行う。
- ⑧各住戸のごみは、エレベーターが稼動するまで各住戸での保管を徹底する。

■物資班の活動イメージ



(5) 地震発生後概ね4日目以降の活動（事態が収束に向かう時期）**①活動体制縮小の目安**

ライフラインの被害想定と復旧時期は、以下のように考えられています。考えられる被害としては、これらの他にも長周期地震動による高層建物上部の大きな揺れによる建物被害や、屋内収容物の移動・転倒による人的被害も考えられます。

復旧については、高層住宅では、人や物の移動を担うエレベーターの稼働が重要なことから、電力の復旧が1つの目安になります。

■江東区の震災被害想定

ライフライン	被害想定※ ¹ (東京湾北部地震、M7.3、 冬の夕方18時、風速8m/秒)	(参考) 阪神・淡路大震災以降に発生した既往 地震災害時において、復旧に要した期間※ ²
電力施設	○停電率：43.4%	概ね1週間程度
通信施設	○不通率：7.6%	概ね2週間程度
ガス施設	○供給停止率：34.1～100.0%	概ね1～2か月
上水道施設	○断水率：76.5%	1か月以上
下水道施設	○被害率：27.9%	1か月以上
エレベーター	○閉じ込めにつながり得るエレベーター 停止台数：440台	—

※1 出典：「江東区地域防災計画」（平成25年3月）

※2 出典：「首都直下地震による東京の被害想定報告書」（平成24年4月）

②日常生活への転換

ライフラインの復旧状況、避難所及び区の活動状況により、対策本部を廃止し、管理組合による復旧・復興活動（建物被害の改修、居住者の状況把握や被災生活の支援など）を進めます。

■各班の活動体制縮小の目安

班	内 容
情報班	全居住者の状況を把握し、災害対策上の対応が必要なくなった段階。
救出・救護班	建物内での救護及び救助が完了し、待避所（救護所）が必要なくなった段階。
安全班	出入口の管理と防犯活動は、管理会社等（管理人）による通常管理体制が整った段階。
物資班	必要量の物資が確保でき、エレベーターの稼働により、個人で物資を確保することが可能となった段階。ただし、ごみ処理は継続して実施。



本部長 副本部長	各班体制の状況を把握し、縮小、廃止を指示。 各班の活動が終了した時点で対策本部を廃止し、平常時の体制へ移行。
-------------	---

(6) 災害時の活動備品

自主防災組織の災害時における活動では、様々な活動備品が必要となります。活動備品の例は下記のとおりです。マンションの規模などにあわせ、数量などを決めてください。

食料や飲料水などの備蓄については、最低3日分、できれば1週間分と言われておりますが、居住者分をマンションが負担すると膨大な量になるため、日頃から各家庭で備蓄してもらうよう呼びかけることが大切です。

■ 共通備品

名 称	用途等
懐中電灯	夜間見回り、安全確認等
ヘルメット	安全点検の際、飛来物等の防護
粘着テープ	掲示物の貼り付け、危険個所の応急処理等
腕 章	自主防災組織内の役割の明確化
トランシーバー	通信手段
軍 手	作業用
発電機	停電時の電源確保用
発電機燃料	発電機用のガソリン等

■ 本部長・副本部長

名 称	用途等
対策本部員名簿	各班の担当者把握
防災マニュアル	各班の活動内容把握等

■ 情報班

名 称	用途等
居住者名簿	居住者の安否確認等
災害時要支援者名簿	災害時要支援者の把握・安否確認等
サイレン付ハンドマイク	情報連絡・避難誘導等
携帯用ラジオ	情報収集・安否確認等
乾電池	機器類の電源確保等
ホワイトボード	被災状況や復旧・支援情報等の共有

■ 救出・救護班

名 称	用途等
担 架	負傷者、要支援者の救護・運搬等
救急セット	負傷者の応急救置等
建物図面・設備図面	建物の被害状況確認、安全確認等
ブルーシート	危険個所の処置、防水等
消火用バケツ	初期消火活動用
誘導棒	夜間の誘導
油圧式ジャッキ	転倒家具等の持ち上げ等
金のこぎり	家具等の転倒物切断
ハンマー	障害物の破壊
バール	開閉困難なドアのこじあけ、破壊等
スコップ	ガラス片等危険物の運搬処理、堀削等
投光器	夜間照明

■ 物資班

名 称	用途等
備品等一覧表・配布リスト	備品等の在庫管理、配布状況管理等
災害用簡易トイレ	断水時の排泄
給水タンク	外部からの給水

2-4. マニュアルの検証と改善

1) 防災訓練の準備・実施

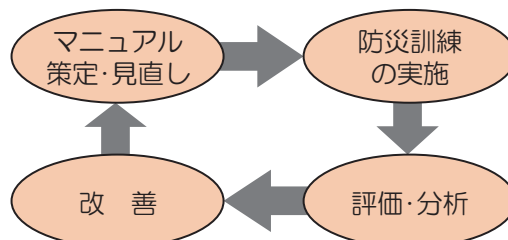
マニュアル（案）を概ね作成した段階で、マニュアルに基づいて活動できるかどうか実際に訓練を行って検証します。

2) マニュアルの内容の見直し

訓練結果を、評価・分析することで必要な改善を行い、マニュアルを見直していきます。

この作業をくり返すことで、より実情にあったマニュアルにしていきます。

■より活動しやすいマニュアルへの改善のイメージ



2-5. 居住者への周知

居住者に対しマニュアルの作成過程を適宜周知することで、作成段階からマニュアルへの関心を高め、わかりやすい内容にすることが大切です。そのために、様々な機会を通して、居住者に情報を提供し、作成への参加やマニュアルを検証する防災訓練への参加を促しましょう。

（1）作成過程における情報提供

- ①策定組織の活動状況を紹介するニュースを発行し、建物点検調査、居住者アンケートへの協力や参加を促します。その中で防災に関心のある居住者にはマニュアル策定の協力をお願いします。
- ②調査の結果をニュースで知らせます。また、報告会や意見交換会を開催して居住者の意向を把握し、マニュアルに反映します。
- ③管理組合の理事会、町会・自治会役員会等、関係組織には定期的に進捗状況を報告して意向を把握し、マニュアルに反映します。

（2）作成したマニュアルの周知

- ①作成したマニュアルをニュースで知らせるとともに、説明会の開催やマニュアルを全戸に配布するなど、居住者への周知を図ります。
- ②マニュアルに基づく防災訓練を実施して、マニュアルの理解と認識を深めます。

災害協力隊のニュースの例
(Wコンフォートタワーズ災害協力隊)



2-6. マンションのタイプによる留意点

1つの区画内に複数の建物が立地しているマンションと、店舗や事務所等が併設されているマンションでも、大地震発生後の基本的な取り組みのながれは共通ですが、情報連絡の方法、体制等の工夫が必要です。

■基本的な取り組みのながれ

安否確認や救助、救護活動を優先

各階で活動

対策本部に情報集約

対策本部から居住者に報告・指示

(1) 1つの区画内に複数の建物が立地しているマンションの留意点

対応を検討するために情報は1箇所に集約・管理し、活動は各棟で実施することが重要です。

対策本部の設置にあたり、防災センターが各棟に配置されていれば、機器の使用ができ、棟ごとに情報を把握することが可能です。しかし、敷地内の全棟のマンションを1つの防災センターが管理している場合は、連絡の集中により混乱が予想されるため、対策が必要になります。



■対策本部設置場所・情報連絡方法の目安

項目	防災センター有り		防災センター無し	
防災センターの配置状況	各棟に有り	1つの防災センターが全棟を管理	—	—
管理事務室等の配置状況	(防災センターに準拠)	(防災センターに準拠)	各棟に有り	1つの管理事務室等が全棟を管理
対策本部の設置	主となる防災センター（隣接スペース）に1箇所設置 ※その他の棟は棟本部を設置	防災センター（隣接スペース）に設置	主となる管理事務室等（隣接スペース）に1箇所設置 ※その他の棟は棟本部を設置	管理事務室等（隣接スペース）に設置 ※その他の棟は棟本部を設置
情報連絡の方法	拠点階から情報連絡設備により各棟本部へ報告し、対策本部で集約	拠点階から情報連絡設備により対策本部へ報告	各階のリレー方式により各棟本部へ報告し、対策本部で集約	

（２）店舗や事務所等が併設されているマンションの留意点

住宅と店舗や事務所等との協力体制・内容を整理することが必要です。

災害時、店舗や事務所等は、それぞれの店舗や事務所等で対処することが基本となっているため、居住者は居住者で活動することが基本となります。

しかし、同一の建物内であるので、お互いに協力しながら被災生活を支え合っていくことが必要です。マニュアルを検討する際は、建物の管理体制を確認するとともに、事前に店舗や事務所等の状況を把握してお互いに協力できる内容を整理しておきます。

また、連絡方法や活動内容など、協力体制を検討する上で、互いに共通認識を持つことにより、災害時の混乱を防ぐことができます。



■対策本部設置場所・情報連絡方法の目安

用 途	住 宅		店舗・事務所等（事業所）	
防災センター （ 管 理 事 務 室 等）の配置状況	住宅棟専用	住宅・事業所を一括して管理		事業所棟専用
対策本部の設置	防 災 セ ン タ ー （ 隣 接 ス ペ ー ス）に設置	防災センター（隣接スペース）に設置		防災センター（隣接 スペース）に設置
		住宅棟本部設置	事業所棟本部設置	
情報連絡の方法	拠点階から情報 連 絡 設 備 で 連 絡、又はリレー 方式で連絡	拠点階から情報連絡 設備で連絡、又はリ レー方式で連絡	事業所の防災計 画等による	事業所の防災計画 等による
		対策本部で情報を集約		
備 考	・災害時の協力（人員、備蓄品、救助資器材、待避所スペース等） ・平常時の協力（防災訓練の合同実施等）			

3. 今からできること

マニュアルの実効性を高めるため、今から取り組んでおきたいことがあります。

1) 災害協力隊の設立について

この震災対応マニュアルの作成や、作成後の取り組みを進めるには、地域や居住者のみなさんが一緒に取り組むことが必要です。江東区では、地域や居住者のみなさんが防災活動に取り組む自主防災組織を「災害協力隊」と呼び、その活動を支援しています。

(1) 災害協力隊とは

大規模災害において被害を最小限に食い止めるためには、区・消防・警察・自衛隊等の防災関係機関の活動だけでは達成できないことを数多くの災害の経験が証明しています。

つまり、災害の被害を軽減させる（減災）には、公共機関による救助や支援などの「公助」に加えて、地域住民相互による援助「共助」、そして自らが自らを守るという「自助」のそれぞれが必要であるということです。

災害協力隊は、「共助」のための中核となる組織で、「自助」を行う住民個人を直接的又は間接的に支える地域の基盤となるものです。地域には寝たきりの高齢者など、災害時に自力で避難することが困難な人々（災害時要支援者）も住んでいます。緊急性を要する災害時には防災関係機関による支援、救出救護活動が期待できないことがあり、災害協力隊の「共助」の活動は、災害時要支援者など多くの人々の被害を軽減させるために極めて重要なものです。



■災害協力隊の役割

平 常 時	災 害 時
○いざという時に地域の防災力が最大限発揮できるような体制づくりを行う。 ・ 防災知識の普及 ・ 地域の災害危険箇所の把握 ・ 防災訓練の実施 ・ 避難器具などの設備点検 ・ 防災資機材の整備と点検	○その時々状況に応じて、地域の減災のために様々な対策を機動的に実施する。 ・ 情報の収集と住民への伝達 ・ 出火防止と初期消火 ・ 避難誘導 ・ 被災住民の救出・救護 ・ 給食・給水活動 ・ 避難所運営協力

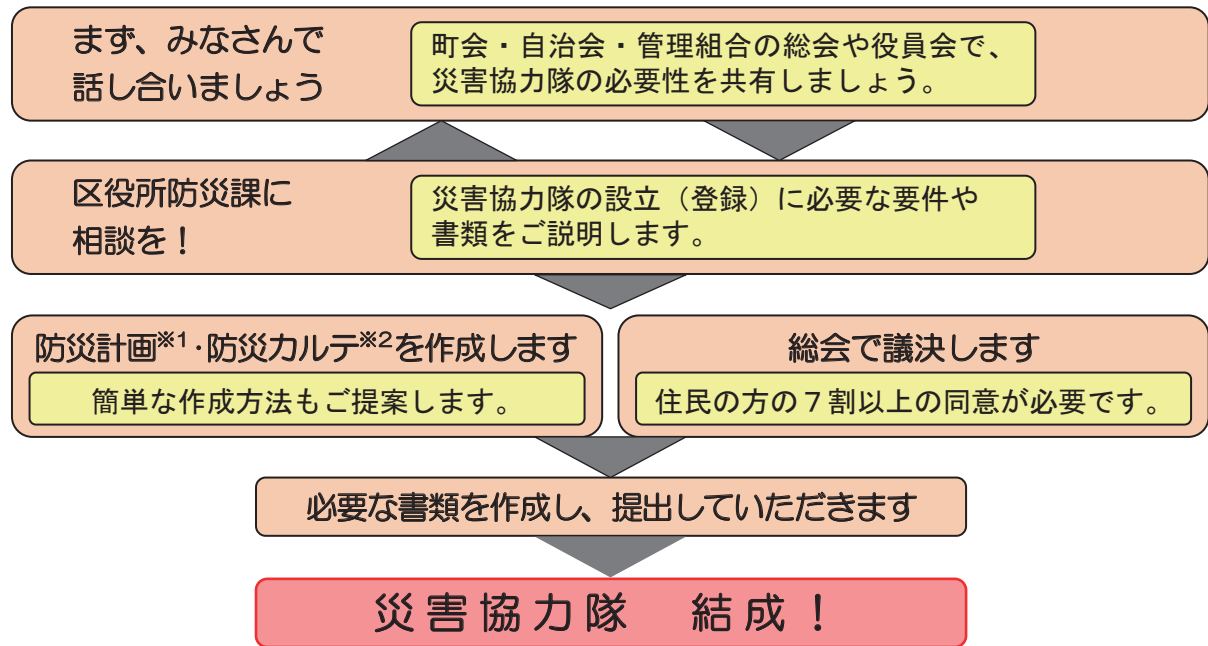
■お問い合わせ先

江東区 総務部 危機管理室 防災課 災害対策係

(電話) 3647-9587

(FAX) 3647-8440

(2) 災害協力隊の設立（登録）の流れ



※1 防災計画は、災害に備えた常備品として全構成世帯に配布するものです。災害協力隊の各班の役割、救出救護、初期消火、避難方法、避難所生活、地域の防災マップ、平常時の防災対策、災害時要支援者への対応等について記載するものです。

※2 防災カルテは、災害協力隊の一部の役員が所持しているものであり、地域の災害時要支援者・要援護施設や災害時に役立つ技能を持った人材の把握、危険箇所、街頭消火器、防火水利等の調査、応急資器材の点検等を内容としています。

(3) 設立（登録）の要件

■ 設立（登録）の要件

要件	内容
1. 地域住民（会員）の総意	・世帯数7割以上の総意をもって設立 ・総会等において設立議案が承認されていること
2. 編成表等の提出（隊の編成を行えること）	・隊長、副隊長、情報班、救出・救護班、安全班（防火班、避難・誘導班）、物資班を編成 ・日中発災対応班があれば望ましい ・年1回区へ編成表と活動計画書、実績報告書を提出
3. 隊の規模	・100世帯以上
4. 一時集合場所の指定、周知	・発災時に避難場所へ避難する前段階で集合する「一時（いつとき）集合場所」を指定し、全員に周知すること
5. 平常時の活動	・自主防災訓練の実施 ・区主催の防災事業への参加・協力（可能な範囲で） ・地域の把握（防災カルテ）及び地区別防災計画を作成し、住民の防災意識高揚を図る

■災害協力隊への貸与物品等

※平成27年3月現在

1. 災害協力隊被服（年1回1隊につき5人分まで、新隊の場合15人分まで）
 - (1) 上衣（男子用S～3L・女子用SS～LL）
 - (2) ズボン（男子用SS～4L・女子用S～3L）
 - (3) 帽子（男子用フリー・女子用フリー）
 - (4) 半長靴（男女共通 22cm～28cm）
 - (5) 腕章（男女共通）
 - (6) ヘルメット（男女共通）
2. ハンドマイク（メガホン） ----- 2個
3. サーチライト（懐中電灯） ----- 2台
4. 担架 ----- 1台
5. 避難用ロープ（20m） ----- 5本
6. 救急箱（20人用） ----- 1個
7. 隊旗（500mm×700mm）1枚（ポール付）
8. 救助用作業工具一式 ----- 1セット
内容：大ハンマー・バール・油圧ジャッキほか
9. 防災資器材格納庫：1棟物置 外寸2630mm ×1790mm ×2075mm（床面積4.71㎡）
10. 災害協力隊活動助成金 ----- 年1回交付

100世帯未満	30,000円
100以上～500未満世帯	50,000円
500以上～1000未満世帯	70,000円
1000以上～2000未満世帯	90,000円
2000以上～3000未満世帯	110,000円
3000以上世帯	130,000円
11. 一斉情報配信システム端末 1台
12. その他：自主防災訓練を実施される場合に、クラッカーや参加記念品を参加人数分支給。



区主催の災害協力隊リーダー講習会



階段避難車の操作訓練
（ソラネットシティ災害協力隊）

2) 施設・設備の整備・点検

(1) 建物の安全確保

1981（昭和 56）年の建築基準法の改正により、新耐震基準が適用されています。これ以前に建築確認を受け建築された建物は、耐震診断を行い、耐震改修等の検討が必要です。1981（昭和 56）年 5 月 31 日以前の耐震基準で建築されたマンションについては、区の助成制度を活用した耐震診断や耐震改修等を検討します。

分譲マンションでは、修繕費の積み立てなどを行っていますが、地震災害に対する保険や復旧費も検討します。

施設・設備の災害時の点検や活用について、管理会社・関係施設・設備会社と話し合い、ルールを決めます。

■耐震診断や耐震改修等に関する区の助成制度（平成 25 年 3 月現在）

建築物の種類	助成区分	助成割合	助成限度額
分譲・賃貸マンション	耐震診断	1 / 2	150 万円
	耐震設計	1 / 2	150 万円
	耐震改修工事	1 / 2	1,000 万円
緊急輸送道路沿道建築物（※1）	耐震診断	2 / 3	200 万円
	耐震設計	2 / 3	200 万円
	耐震改修工事	2 / 3	2,000 万円
特定緊急輸送道路沿道建築物（※2）	耐震診断	建築物の規模により異なります	
	耐震設計		
	耐震改修工事		
	除却・建替え		

※1 江東区耐震改修促進計画において指定された道路に面し、地震によって倒壊した場合にその道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にする恐れがある一定高さ以上の建築物です。

※2 緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震化が必要と東京都が指定した路線の沿道にある一定高さ以上の建築物です。平成 24 年 4 月から東京都の条例により、対象建築物の耐震診断が義務化されました。なお、助成額は建築物の規模により異なりますので、お問い合わせください。

【備考】

- ・助成の対象となる建築物は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建築物です。
- ・申請者が企業の場合は、中小企業に限ります。
- ・マンション等耐震化に対する相談を希望する方には、無料で耐震化アドバイザーを派遣します。

■お問い合わせ先

江東区 都市整備部 建築調整課 建築防災係
 （電話）3 6 4 7－9 7 6 4 （FAX）3 6 4 7－9 0 0 9

(2) 防災備蓄品の確保と管理

家庭では用意できない救助、救護用品を優先して備蓄します。

■備蓄について

- | | |
|---------|--|
| 【備蓄品の例】 | ・照明器具、金づち、バール、避難用・救助用ロープ、ラジオ、軍手、ヘルメット、担架、など |
| 【保管場所】 | ・災害用格納庫は、地下や低層階にある場合が多いが、中層階や高層階にも備蓄品を配備する場所を確保する。 |
| 【購入方法】 | ・災害協力隊や管理組合等で予算化し、計画的に購入する。
（入れ替えが必要となる水、食料などの備蓄品は、期限が切れる前に訓練の際に居住者に配布する。一度に購入せず、数年に分けて購入することで、配布数を調整することもできる。） |

■エレベーター内の備蓄

万が一、エレベーター内に閉じこめられた場合を想定して、エレベーター内の備蓄も検討しましょう。

専用の備蓄用品が市販されていますので、スペースや維持管理面も考慮して、備蓄内容を検討しましょう。

3) 防災活動体制・コミュニティの状況の把握

(1) 災害時の活動体制の整理

平常時から防災に関して継続的かつ専門的に検討し、活動できる体制を作ります。災害時に活動する班の担当者を決めておき、日頃の活動を災害時に活かすようにします。

■活動体制

- | |
|--------------------------------|
| ①活動人員（案） |
| ・マニュアル策定組織のメンバー |
| ・防災に関心のある居住者 |
| ②活動体制 |
| ・管理組合や町会・自治会の1部門として位置づけ、連携して活動 |
| ③人員の確保と役員の継続（例） |
| ・任期なし |
| ・複数年制 |
| ・決まった役職から退き、本部員として活動に継続して参加 |

コラム

新築マンションでの災害用格納庫の設置

- ・区では、住宅の防災力を強化する目的で、「江東区マンション等の建設に関する条例」により、集合住宅における一定フロアごとの災害用格納庫の設置を義務付けています。

(2) 入居者名簿の作成

災害時の居住者の安否確認、災害時要支援者の支援等に必要な入居者名簿を作成します。

管理組合が所有する名簿を利用する際は、マンションの管理規約（個人情報の取り扱い）を確認してください。

賃貸住宅の場合は、オーナー（所有者）や管理会社が入居者を把握しています。災害時に活用できるよう管理会社とルールを決めておきます。

■作成のための準備

①項目の設定

- ・各住戸の状況：住居、事務所、空き室
- ・居住者の状況：氏名、年齢、家族構成、緊急時の連絡先など

②保管場所と保管方法の決定

③管理責任者の設置

④更新方法、時期の決定

⑤災害時の使用方法の決定

(3) 災害時要支援者の把握と支援

災害時要支援者は、年齢や家族構成から想定できますが、特に支援が必要な高齢者や障害者などは本人の意向を把握するアンケートや区の支援制度を活用して把握します。

アンケート（事前対策マニュアル（例）p 3－49）により把握する方法や、高齢者地域見守り支援事業（※）を活用した見守り活動などを通して把握する方法があります。

※「高齢者地域見守り支援事業」は、ひとり暮らし高齢者が増加している中、自宅で亡くなり長期間気付かれない「孤独死」や親族、地域との関わりを持たない「社会的孤立」状態を未然に防ぐことを目的に、「サポート地域」の皆さんとともに約1年をかけて取り組む事業です。

■高齢者地域見守り支援事業のお問い合わせ先

江東区 福祉部 高齢者支援課 地域福祉係

（電話）3 6 4 7－9 4 6 8 （FAX）3 6 4 7－9 2 4 7

コラム

簡単な安否確認方法 ～玄関ドアにステッカー～

- ・防災活動は、居住者の自助が基本になります。助けを必要としている人を助けるため、居住者それぞれが助けを求めているのか、意思表示することが必要です。
- ・Wコンフォートタワーズ災害協力隊では、マグネット式のステッカーをつくり、いざという時に玄関ドアに貼りつけてもらい、安否確認がしやすい工夫をしています。

安否確認完了

安否確認ステッカー

（４）防災訓練等の実施

消防法（第8条1項）では収容人員が50人以上のマンションは、防火管理者を置き消防計画を作成し、消防訓練を行うことになっています。この訓練を活用し、震災時を想定した訓練を行いましょう。

■ 訓練の例

① マニュアル検証訓練

- ・ 策定したマニュアルにより、活動ができるか実践、検証し、必要な修正を加える。

② 地震時の対応のための訓練

- ・ 起震車による震度体験、高層階からの負傷者搬送等

コラム

防災訓練の取り組み

居住者のみなさん自らが被災時に適切な行動ができるように、消防署や管理会社などの支援を受けながら、防災訓練が行われています。

【ファミリー浜園災害協力隊の訓練】

- ・ 年2回防災訓練を行っており、消火やAEDの訓練のほか、備蓄している資機材の点検を行っています。
- ・ 夏に行う納涼大会で投光器を活用するなど、日々の行事の中で使用して、資機材の使い方に慣れるようにしています。



【Wコンフォートタワース災害協力隊の訓練】

- ・ 155名（平成24年5月現在）の隊員を対象にした訓練と、居住者全員に呼びかけて行う訓練を行っています。
- ・ 隊員訓練は本部設置や物資運搬などについて、居住者全員に呼びかけて行う訓練は本部設置や通報連絡、避難、救護、救命などについて行っています。



← 隊員訓練の様子

居住者全員に呼びかけて行う訓練の様子



(5) マンションのコミュニティづくり

日頃から顔見知りでなければ、災害時にも協力して活動することが難しくなります。マンション内のコミュニティが必要です。

まず、お互い知り合いになることが大切です。日頃のあいさつや声かけが、顔見知りになるよいきっかけになりますが、次のようなこともきっかけになります。会話する機会が増えれば、防災活動のヒントも見つかりやすくなります。

■コミュニティづくりのきっかけ（例）

①防災訓練と合わせたコミュニティづくり

- ・訓練の際に、名札（部屋番号と名札）を着用して、誰なのかが分かるようにする。
- ・懇親会を開催し、同じ階の居住者を紹介しあい、楽しみながら顔見知りになる。

②マンション内のサークル等を活用したコミュニティづくり

- ・既に活動しているサークルなどに防災の取り組みについてPRと協力を依頼する。

③町会・自治会のイベントへの参加

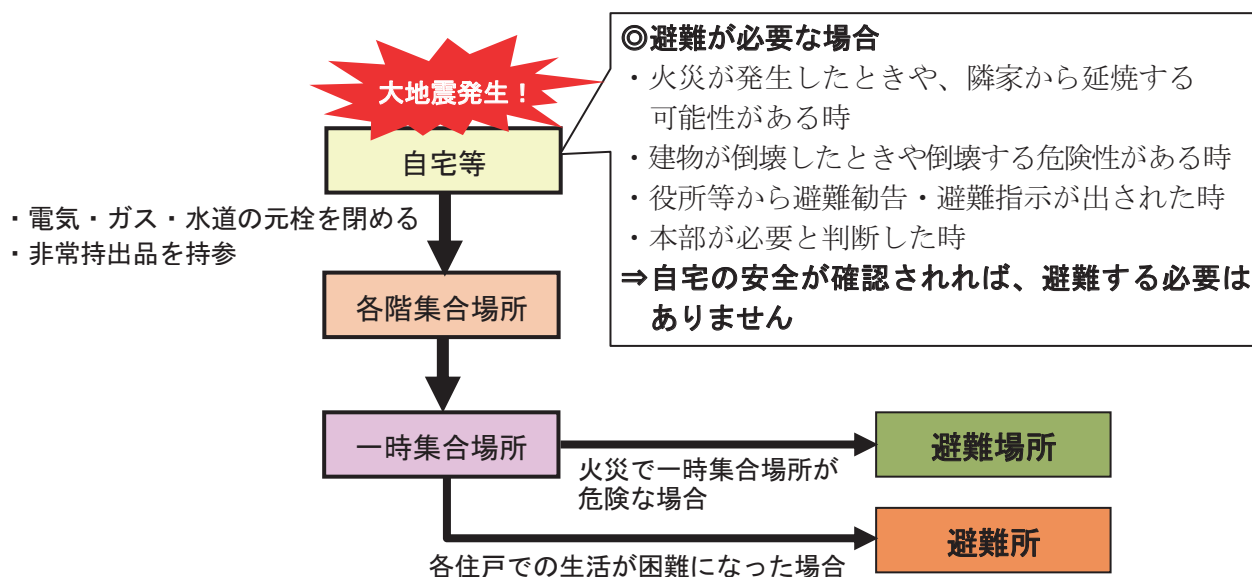
- ・町会・自治会が主催するイベントで交流を深める。

(6) やむを得ず避難する場合のしかた

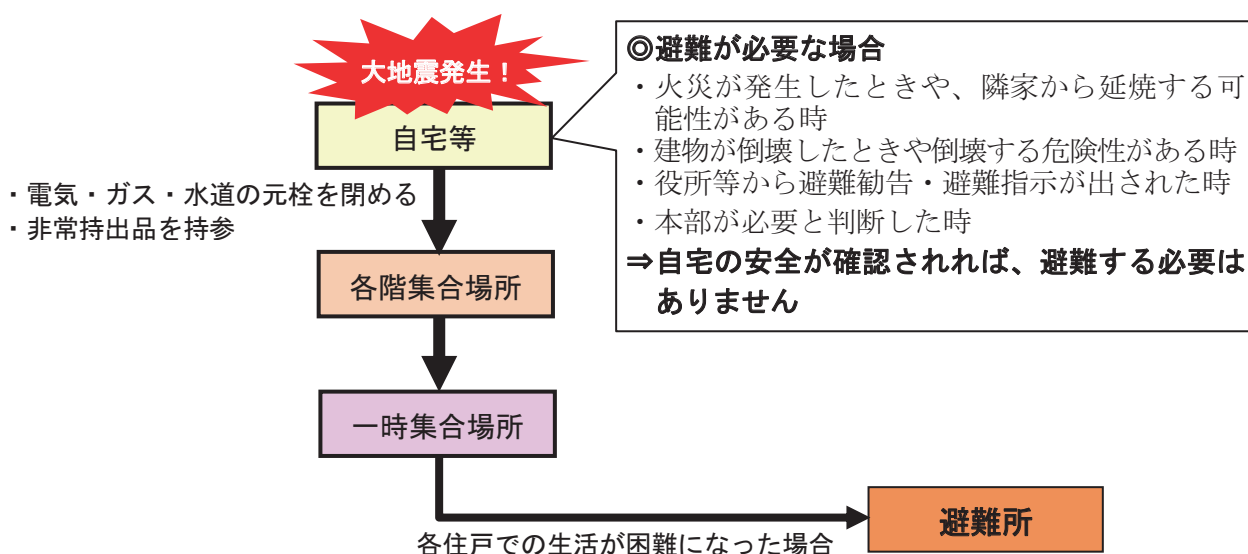
高層マンションは倒壊等の危険性が低いことから、基本的に地震発生後も住み続けることになります。しかし、やむを得ずマンションから避難しなければならない場合も想定して、お住まいのマンション周辺の避難場所や避難所を把握しておくことも重要です。

■マンションからの避難方法

大地震の場合（居住地が地区内残留地区外または避難場所区域外にある場合）



大地震の場合（居住地が地区内残留地区内もしくは避難場所区域内にある場合）



4) 周辺の地域との連携

(1) 地域と連携する体制づくり

まちの中でも敷地が比較的広い高層住宅では、集会室や災害用格納庫など、災害時に活用できる場所がある場合が多く、地元町会・自治会に場所や人材を提供することができます。そのような災害時の活動場所がない場合や、避難所を通じた情報や物資の確保などにあたっては、周辺の町会・自治会と協力して取り組む必要があります。

そのため、お住まいのマンション周辺の町会・自治会と、災害時の相互の協力について話し合い、共同の防災訓練を行うなどの関係を作ることが大切です。

(2) 地域の行事、祭事への参加と協力

高層住宅のコミュニティ活動と地域の行事に相互に参加するなど、周辺の町会・自治会と連携して日頃から付き合いを深めておきましょう。

お互いに顔見知りの関係になることで、災害時の活動を円滑に行うことができます。



コラム

連合町会や各種地域団体への参加

- ・東日本大震災では、マンションに住む高校生や大学生などが、マンション内だけでなく地域の避難所でもボランティアとして活躍し、地域とのつながりが深まったというケースもあります。
- ・日頃から連合町会や各種地域団体に参加することは、災害時の活動がしやすくなるだけでなく、大規模な修繕を行う際に理解を求める場合にも重要です。ぜひ、地域との連携に取り組みましょう。